

第3回

島原市農業委員会総会議事録

平成23年8月24日

第3回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成23年8月24日（水） 14時00分

2. 閉会日時 平成23年8月24日（水） 14時58分

3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 28名 欠席者 3名

5. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可について

第2号議案 非農地証明願について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について

報告事項 使用貸借解約通知書について

議長

只今より、第3回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、20番委員と、10番委員は所用の為、欠席との連絡があっております。

出席委員は31名中29名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、2番委員、5番委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転についての許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転について、1番の譲受人の耕作面積は下限面積に達しており、トラクター、耕耘機の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番について、譲受人は30年の農作業歴があります。妻と2人で農業を営んでおり、通作時間は車で3分ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

第1号議案の1番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の1番の所有権移転は許可することに決定します。

議長

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転についての許可申請の2番、3番を上程します。

26番委員が議事参与の制限に該当しますので退室をおねがいします。

(退室を確認)

議長

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

2番の譲受人の耕作面積は下限面積に達しており、トラクター、耕耘機等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番の譲受人の耕作面積は下限面積に達しており、トラクター、耕耘機等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

尚、2番と3番の申請は農地の交換になります。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2番について、譲受人は50年の農作業歴があります。妻と2人で農業を営んでおり、通作時間は車で2分ということで問題ありません。

3番について、譲受人は40年の農作業歴があります。妻と2人で農業を営んでおり、通作時間は徒歩で1分ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

第1号議案の2番と3番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の2番と3番の所有権移転は許可することに決定します。

議長

26番委員に入室されるよう通知して下さい。

(入室確認後)

議長

26番委員に報告いたします。

第1号議案の2番と3番については許可することに決定しました。

4番と5番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

4番の譲受人の耕作面積は下限面積に達しており、トラクター、バインダー等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

5番の譲受人の耕作面積は下限面積に達しており、耕耘機、ハーベスター等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

尚、4番と5番の申請は農地の交換になります。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

4番について、譲受人は43年の農作業歴があります。妻と子の3人で農業を営んでおり、通作時間は車で1分以内ということで問題ありません。

5番について、譲受人は37年の農作業歴があります。妻と父の3人で農業を営んでおり、通作時間は車で1分以内ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

第1号議案の4番と5番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の4番と5番の所有権移転は許可することに決定します。

第2号議案、非農地証明願についての1番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第2号議案、非農地証明願の1番について、申請人は昭和30年月日不詳頃より山林として利用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申請地は、東側は赤道を挟んで山林及び雑種地、南側は赤道を挟んで宅地、西側は水路を挟んで農地及び雑種地、北側は赤道、水路を挟んで農地となっており、現状を見ると非農地証明書を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案1番は非農地証明書を交付することに決定します。
つづいて非農地証明願についての2番を上程します。
事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第2号議案、非農地証明願の2番について、申請人は昭和52年頃から車庫敷地及び露天駐車場として利用されて、平成22年に車庫は取壊されて、現在は露天駐車場としているとのことでした。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申請地は、東側を宅地、南側、西側は道路、北側は雑種地となっており、現状を見ると非農地証明書を交付することに問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案2番は非農地証明書を交付することに決定します。
つづいて非農地証明願についての3番を上程します。
事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第2号議案、非農地証明願の3番について、申請人は隣接する土地を主として、昭和44年頃に牛舎を建築し酪農業を営んでおり、申請地を昭和54年頃からは、昭和56年頃から牛舎用地として利用していたとのことでした。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申請地は、東側は農地、南側、西側、北側は道路、現状を見ると非農地証明書を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案3番は非農地証明書を交付することに決定します。
第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。
事務局の説明をお願いします。事務局。

事務局

第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

耕作権の新規設定	9件	16筆	5,923.00㎡
耕作権の再設定	6件	9筆	6,715.00㎡
合 計	15件	25筆	12,638.00㎡

です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第３号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定します。

農地法第１８条の使用貸借解約については別添に記載のとおりですので報告します。

これで、第３回島原市農業委員会総会を閉会します。